

早稲田大学大学院政治学研究科

博士学位申請論文審査報告書

福島弦

Explicating Legitimacy: In Defense of a Minimalist Role-Based
Conception of State Legitimacy

1. 審査実施の概要

2023年10月4日に政治学研究科に提出され、同日に受理された福島弦氏の博士学位申請論文"On Justifying Political Procedures: A Comparative Investigation into Theories of Procedural Values"を下記のとおり審査した。

日時：2023年10月24日 9:00-10:30

場所：ズーム(審査委員のほかに1名がオブザーバー参加)

審査委員：(主査) 齋藤純一 早稲田大学大学院政治学研究科教授

(副査) 谷澤正嗣 早稲田大学大学院政治学研究科准教授

井上彰 東京大学大学院総合文化研究科教授 (Ph.D.)

2. 本論文の構成

本論文は序論、結論を含めると全7章から構成されており、これに参考文献表が付されている。すべて英文で表記されている。総頁数はA4(約90字×24行)で302頁である。本論文の構成は下記のとおりである。

序論

0.1 出発点：正統性の典型的問いとしての「誰が統治役に値するか」

0.2 既存の正統性研究

0.3 中心的問題としての「正統性」概念

0.4 本論文の目的と貢献

0.5 各章概要

0.6 予備的クラリフィケーション

0.6.1 どの正統性か

0.6.2 道徳

0.6.3 タスク保持者としての役割

0.6.4 集合的道徳的エージェンシー

0.6.5 権利のホーフエルド図式

第1章 正統性を解明する

1.1 「正統性」の多面性

1.2 どの概念規定の方法か

1.2.1 純粹記述的アプローチに抗して

1.2.2 なぜ単に規定しないのか

1.2.3 プラグマティックで指令的なアプローチとしての概念工学

1.2.4 カルナップ的解明

1.3 よい「正統性」概念の基準は何か

1.3.1 カルナップの解明の四つの基準

- 1.3.2 「近接性の限界内での実り多さ」
- 1.3.3 「実り多さ」を解明する
- 1.3.4 道徳的探究における理論的価値
- 1.3.5 「実り多い理論のための実り多い概念」
- 1.3.6 非連続性の異論
- 1.3.7 デフレーション的機能基底の応答

第2章 機能する権利としての正統性とその限界

- 2.1 「正統性」の機能：メタ調整説
 - 2.1.1 政治制度とは何か
 - 2.1.2 制度的正統性とメタ調整
- 2.2 正統性と機能する権利
 - 2.2.1 正統性は機能する権利を含意する
 - 2.2.2 機能する権利の構成要素
- 2.3 機能する権利としての正統性を退ける
 - 2.3.1 正統性と機能する権利の同一視
 - 2.3.2 「正統性」を機能する権利と同一視することの何が問題なのか
 - 2.3.3 正統ではない政治制度は機能する義務を欠くか

第3章 役割適合性としての正統性

- 3.1 再出発：「役割」、「役割道徳」、そして「役割適合性」
 - 3.1.1 「役割」とは何か
 - 3.1.2 役割道徳と外的正当化
 - 3.1.3 役割道徳の内容
 - 3.1.4 役割適合性
 - 3.1.5 小括
- 3.2 制度的な役割、役割道徳、そして役割適合性
 - 3.2.1 制度的役割：統制のおよび従属的
 - 3.2.2 統制的役割道徳と従属的役割道徳
 - 3.2.3 制度レベルの役割適合性
- 3.3 役割適合性としての正統性
 - 3.3.1 役割適合性としての正統性の一般的観念
 - 3.3.2 役割適合性としての正統性の実り多さ
 - 3.3.3 異論を招く非連続性？

第4章 遵法責務なき正統性

- 4.1 正統性研究の遵法責務への長きにわたる専心
- 4.2 遵法責務への疑問

- 4.2.1 同意理論
- 4.2.2 フェアプレー理論
- 4.2.3 関係的責務理論
- 4.2.4 自然的義務理論
- 4.2.5 小括
- 4.3 遵法責務なき正統性
 - 4.3.1 LWO の概念的可能性を超えて
 - 4.3.2 LWO の実り多さ①：「正統性」の機能
 - 4.3.3 LWO の実り多さ②：T-実り多い正統性理論の促進
 - 4.3.4 補論：不正を行う権利なき正統性
- 4.4 遵法責務なき正統性を擁護する
 - 4.4.1 LWO は法に従う義務を説明できない
 - 4.4.2 正統な国家はそれが主張していることが実際に可能でなければならない
 - 4.4.3 LWO と LW は要求度の点で大した違いがない？
 - 4.4.4 「正統性」を LWO として解明することの実践的含意
 - 4.4.5 パラダイムシフトは不必要か

第5章 正義の受託者としての国家

- 5.1 いかに関係を制度に帰属すべき（ではない）か
 - 5.1.1 機能帰属の適切な方法の要件
 - 5.1.2 デザイン機能
 - 5.1.3 因果機能
 - 5.1.4 システム機能
 - 5.1.5 仮想的デザイン機能
- 5.2 国家の機能としての正義の実現
 - 5.2.1 国家に仮想的道徳的デザイン機能を帰属させる
 - 5.2.2 潜在的異論への応答
- 5.3 正義の受託者としての国家
 - 5.3.1 国家に受託者理論を適用する
 - 5.3.2 潜在的異論への応答
- 5.4 正義の受託者説の利点

結論

- 6.1 出発点に戻る
- 6.2 本論文の論旨：正統性研究の新たなパラダイムに向けて

参考文献

3. 各章の概要

序論では、従来の正統性研究の難点が特定され、その難点を解消するためにどのような取り組みが必要かが示される。あわせて、本論文を理解するうえで重要ないくつかのキータームについて予備的な解説が付される。

第1章「正統性を解明する」では、正統性の概念規定の基礎となる方法論が検討される。具体的には、概念規定の方法論上重要な問いである、「方法の問い」（正統性の概念規定にどのような方法を用いるべきか）および「基準の問い」（方法の問いへの応答で擁護された方法に従うときよい正統性概念の基準は何か）の二つの問いにどのように答えるかが検討される。

「方法の問い」については、政治理論において広く用いられてきた二つの方法である純粹記述的アプローチと規定的定義(speculative definition)を退けた後、概念規定に対する指令的アプローチである「概念工学」(conceptual engineering)、とくにその一種であるカルナップの解明の使用が擁護される。すでに一般に保持されている概念を単純に記述しようとする純粹記述的アプローチは、正統性という曖昧な概念に適用された場合に記述の候補が複数生じるため貫徹できない上、すでに保持されている概念が適切であるとの前提に依拠しているため問題がある。他方の規定的定義も、すでにある程度共有された概念理解の枠組みに依拠するものであるため同様の保守的傾向を避けられない。これに対し概念工学は、保持されている概念が問題含みであるとの前提のもとにその評価・改善を行う指令的アプローチである点で、正統性概念の概念規定にとって適切である。そして、カルナップ的解明は、複数存在する概念工学の方法のうち理論志向的であり、かつ既存の曖昧な概念を明晰な概念に置き換えるものである点で本論文の目的に合致している、と論じられる。

次いで「基準の問い」については、まずカルナップが解明項の四つの基準として挙げている近接性、厳密性、実り多さ、シンプルさは、「近接性の限界内での実り多さ(fruitfulness)」というよりシンプルな基準に還元できると主張される。続いて実り多さの概念について、前提条件として概念の機能を果たせること、および実り多い理論の構築を促進することに着目してそれを測定することが適切である、とされる。実り多い理論とは、典型的には、従来看過されてきた重要な事柄に焦点を当て（実り多さの共時的側面）、それによって新たなリサーチプログラムの土台を築く（実り多さの通時的側面）先駆的な理論を指す。また「近接性の限界」については、解明者の目的に一定程度依存する概念の機能を解明項が保持しているか否かによって判断するというデフレ的な機能主義的説明が擁護され、その機能の特定にはM. プリンツィングの提示する「導入テスト」の使用が適切であると主張される。

第2章「機能する権利としての正統性とその限界」では、解明の第一段階として正統性概念の機能を明らかにした上で、正統性を政治制度の「機能する権利」(a right to function)として理解する正統性概念が問題含みであることが指摘される。

まず、前章で擁護された「導入テスト」を正統性に適用し、正統性の機能は、適切な政治制度 - 被治者関係の徴標となることで、そのもとで行為調整を行うに値する政治制度に関

する諸々の判断の調整を意味する「メタ調整(metacoordination)」の問題を正しく解決することに資することにあるとする「メタ調整説」が擁護される。

続いて、メタ調整説によれば政治制度の正統性はそれが行為調整役としての任務を遂行するに値することを意味するため、政治制度の正統性がその政治制度の「機能する権利」を包含するとの理解が自然に引き出されることが確認される。また「機能する権利」には少なくとも機能を遂行する自由権ないし権能、意図的に機能不全の状態に置かれない請求権、そして機能する権利を構成する諸権利を消滅させられない免除権が含まれると論じられる。

次に、正統性と政治制度の機能する権利を等置する概念（以下「RFCL」と記す）は、正統性概念の機能を適切に果たせないため実り多くはないと論じられる。ここではまず、メタ調整問題の解決に資する適切な政治制度 - 被治者間の道徳的関係の徴標となるためには正統性概念はその関係の本質的特徴をとらえる必要があるということが、正統性概念が正統性理論で果たす機能をj確認することで示される。続いて、RFCLは政治制度の権利のみに焦点を当てる点で政治制度の権利がそれを行行使する義務と不可分の「可能化権」(an enabling right)であることをとらえ損ねており、その点で実り多くないと主張される。この主張は、第一に、RFCLの正当化と義務とセットになった機能する権利の正当化とは異なるものであり、後者の方が正当化のハードルが低い点（差異）、第二に、義務とセットになった機能する権利の方が政治制度 - 被治者間の道徳的関係の正当化にとってレリヴァントである点（レリヴァンス）、そして第三に、政治制度 - 被治者間の道徳的関係の正当化にとってレリヴァントである正統性概念こそが実り多い正統性概念である点（実り多さ）を論証することを通じてなされる。

第3章「役割適合性としての正統性」では、RFCLの問題点を克服しうる正統性概念として「役割適合性としての正統性」（以下LARFと記す）という新たな枠組みが展開、擁護される。ここではまず、政治制度のもつ権利が「可能化権」であるのは政治制度がたんなる権利保持者ではなく同時に役割保持者でもあるからとの前提に立ち、役割基底的な正統性概念を提示するために「役割」・「役割道徳」・「役割適合性」の諸概念が概観される。まず「役割」は、その機能およびそれから派生する役割規範性（役割保持者が役割保持者として服する権原、義務、許可などのさまざまな規範性）からなると説明される。続いて役割規範性が実際に道徳的な行為理由を与える「役割道徳」となるのはそれが外的正当化を享受している場合のみであることが示される。最後に、個人が実際に「役割道徳」を引き受けるのはその人が当該の役割に何らかの仕方で適合している場合のみであるとされ、その適合状態を「役割適合性」(role-fittingness)と呼ぶとした上で、この役割適合性を判断する考慮事項として自発性、有能性、深刻性、そしてオルタナティブの使用可能性の四つが挙げられる。また、役割適合性の判断は諸種の考慮事項の相互作用に依存する相当程度に文脈感応的なものとなることが明らかにされる。

次いで、個人レベルでの役割・役割道徳・役割適合性の議論は政治制度のレベルにも適用できると論じられる。まず、制度内部の個々の役割道徳(subsidiary role-morality)は制度全

体の役割道徳 (umbrella role-morality) を前提にしているため、制度レベルの役割および役割道徳について語る事ができる、と主張される。続いて、個人と同様に制度も諸種の条件を満たして役割に適合していなければ実際に役割道徳に服することはないことを確認し、制度レベルの役割適合性について語ることも適切であると論じられる。

最後に、正統性を制度レベルの「役割適合性」として理解する LARF が概念の機能の面でも、理論の促進の面でも実り多い説明項であることが明らかにされる。第一に、役割道徳の中に機能する義務も権利も含まれる点で LARF は RFCL と異なり政治制度 - 被治者間の道徳的関係の本質的特徴をとらえており、正統性概念の機能を適切に果たせると主張される。第二に、義務の側面を取り入れる LARF は RFCL とは違い正当化の要求度が低く、さらに役割適合性の文脈感応性から非理想状態においても柔軟な正統性の判断を可能にする点で、非理想状態を扱う正統性理論の土台となりうる実り多い概念であることが明らかにされる。

第4章「**遵法責務なき正統性**」では、遵法責務を含意する正統性概念 (遵法責務を伴う正統性 (Legitimacy with the Duty to Obey—以下 LW と記す) と、含意しない正統性概念 (遵法責務なき正統性 (Legitimacy without the Duty to Obey—以下 LWO と記す) を比較し、LWO の方が実り多いことが示される。

まず、現代の正統性研究が遵法責務の問題に専心してきた理由が、A. J. シモンズ以降の正統性研究のパラダイムが、正統性が遵法責務を含意するとの前提のもとで遵法責務を正当化する試みを中心としてきた点に見出される。続いて、遵法責務の正当化を試みる諸種の理論 (同意理論、フェアプレー理論、関係的責務理論、自然的義務理論) の問題点が指摘され、LW がかりに採用されると現実のすべての国家が正統とはみなされなくなることが確認される。

次いで、LWO は LW と比較して概念の機能の点でも理論の促進の点でもより実り多いと主張される。まず、LW を採用すれば現実のすべての国家は正統ではなくなり、現実の文脈において諸種の政治的アクターの正統性主張の妥当性を弁別できなくなる点でメタ調整問題の解決を助けるという正統性概念の機能を適切に果たせないことが指摘される。続いて、正統性理論の現状に鑑みると、LW を採用する正統性理論は現実のすべての国家は正統ではないとの既知の見方を繰り返すことになる一方で、LWO は正統性理論を遵法責務の問題から切り離すことで非理想状態を扱う正統性理論の土台となりうる点で実り多いと論じられる。

最後に、LWO に対する異論への応答が示される。第一に、LWO は法に従う責務を説明できないとの批判に対して、遵法責務を課す権利を国家がもたない場合にも法に従う責務が生じることが示される。第二に、正統な国家は自らが主張している遵法責務を課す権利を実際に保持していなければならないとの批判に対して、国家がその種の主張をしていることは自明ではないし、かりにしても概念の実り多さによって近接性は一定程度犠牲にされうるため問題がないと応じられる。第三に、LW と LWO の正当化の要求度に有意な差はないとの批判に対して、LWO は LW が前提とする極度に階層的な政治制度 - 被治者間の

道徳的関係を前提とせず、また瑣末な法や悪法に従う義務を正当化する必要がない点で正当化の要求度が低いことが示される。第四に、正統性概念を LWO として解明することは、現実政治にインパクトを与えないか悪いインパクトを与えてしまうため、実践的含意の点で難点があるとの批判に対しては、本論文の解明の第一義的な名宛人が理論家であり、またそうであっても現実政治によいインパクトを与えうるとの応答が示される。最後に、既存の正統性理論は非理想状態についても実り多いものであるため、正統性概念を LWO として解明することにさほどの意味はないとの批判に対しては、既存の正統性理論は「誰が統治役に値するか？」の問いに正面から取り組むことができていないことが指摘される。

第5章「正義の受託者としての国家」では、正統性理論にとってレリヴァントな国家の役割が「正義の受託者」であるとの理解が示され、擁護される。

まず、国家が行っているさまざまな事柄から正統性理論にとってレリヴァントな機能を特定する方法として、道徳的な観点に立った政治制度の仮想的なデザイナーが政治制度に付与する機能を特定する方法である「仮想的道徳的デザイン機能説」(Hypothetical Moral Design Function Account) が擁護される。

次いで、この機能説を実際に適用し、国家の担う強い意味でのガバナンスに関する基本的事実(強制性、階層性、普遍性、一般性)を考慮に入れると、それらが正当化できる国家の機能は「制度的に執行可能な道徳」としての正義の実現であると逆算できると論じられる。ここでのポイントは、強い意味でのガバナンスには道徳的に見て甚大なリスクが伴うため、その正当化は他の道徳の実現とみなすべきとの考えである。また、非理想状態における国家の機能は正義の実現とはみなせないとの批判に対して、その批判の前提となる考えは正統性にレリヴァントな考慮事項を恣意的に選んでしまう点で妥当ではないとの応答が示される。

さらに、国家は単に正義を実現する義務と権利のみを役割道徳として保持している「正義の実現者」ではなく、より豊かな役割道徳に服す「正義の受託者」であると主張される。具体的には、一般に受託者-信託者関係を生じさせる特徴(サービス、裁量、信託、脆弱性等)が国家-被治者間にも備わっていることから国家は受託者であると主張し、そこから行為に関する制約に加え熟慮に関する制約も含む豊かな役割道徳が国家に適用されると論じられる。

最後に、正義の受託者構想がもつ三つの利点が挙げられる。第一に、非理想状態からより理想的な状態まで恣意的な区分をもち込まない国家の役割の説明を提示する包括性である。第二に、正義の受託者構想は、LARF の枠組みを実際に正統性理論に適用する際のガイドとなる一方で、特定の立場にすでに与している論者のみならずさまざまな立場の論者がそれぞれ肉付けすることができる点で幅広い受容可能性を備えている。第三に、正義の受託者構想は、国家を単に権利保持者、正義の実現者としてとらえる見解に比べ、国家の役割道徳に関する豊かな見解を提供し、役割適合性を検討する際に重要な視点を提供しうる点で有用である、とされる。

結論では、上記の議論が要約されるとともに、執筆者自身による理論的な具体化である「正統性の実質的正当化」に向けた課題が示される。

4. 本論文の意義

本論文の貢献を評価するために、正統性(*legitimacy*)概念の多義性と論争性を確認しておきたい。さしあたり正統性とは、統治を行う国家やその法、政策が備えている一定の性質であると考えられる。しかしこのような漠然とした理解は直ちに多くの疑問を引き起す。①正統性とは、記述的概念なのか、規範的概念なのか。正統性は国家のもつ一つの特徴にすぎないのか。国家の不可欠の条件なのか。そもそも正統性に欠ける国家というものはあるのか。あるとして、その国家は規範的に問題があるのか。②正統性と権威(*authority*)とは同じ意味なのか、違うのか。たとえば「正統な権威」(*legitimate authority*)という表現は何を意味するのか。③正統性と市民の義務との関係はいかなるものか。正統性は市民に対して国家に従う義務や法を遵守する義務を課すのか。それともたんに法を作り強制する能力だけを指すのか。法律はたんに法律であるという事実により、その内容の当否と関係なしに義務を課すのか。つまり悪法も法なのか。悪法と信じられる法に服従しないことは義務に反するのか。これらは政治理論の最も古典的な問題群であるが、いまだに確定した答えがない。

象徴的な事実として、哲学のあらゆる分野に関する最も包括的で最も信頼されているリソースである *Stanford Encyclopedia of Philosophy* には、正統性に密接に関連する問題を扱ったエントリーが、“Political Legitimacy”、“Legal Obligation”、“Political Obligation”と三つもある。いずれのエントリーも正統性に関わるさまざまな問題と解答をサーヴェイしているが、明確な立場や定義を与えるものではない。

正統性のこうした多義性と論争性には、現実政治に対する含意があることも見逃せない。①現在のリビアのように、国家が崩壊して、どのような集団が正統性をもつかわからない場合がある。どの勢力が正統性をもつのか。どれももっていないとして、どれかがかもつためにはどのような条件を満たすことが必要なのか。②国家の特定の立法や、特定の政権についてはつねにその正統性が問題になりうる。しかしそれ以上に、国家そのものの正統性が問われる場合がある。かりにロシアがウクライナ(の一部)を併合したとして、その統治は従来のウクライナ国民に対して正統性をもちうるのか。③そもそも、どのような国家にせよ、近代国家による支配には正統性があるのか。マルクス主義や各種のアナキズムは近代国家に正統性があること自体を否定した。フェミニズムや批判的人種理論などの国家批判にも、そうした可能性がある。これらの批判に対して国家を擁護する試みは、なぜ、そしてどのような国家が正統なのかという問いに答える必要があると思われる。しかし、たとえば最新の試みである Philip Pettit, *The State* (2023)においても、正統性概念は明確に定義されていない。

このような事情に照らすと、正統性概念の基礎に立ち返った本論文の研究には、きわめて大きな意義があると考えられる。本論文の主要な貢献は、何よりも、従来の正統性概念の問題点を克服しうる新たな正統性概念を確固とした概念規定の方法論に基づいて提示し、非

理想状況において競合する正統性の諸主張を道徳的に評価することのできる新たな正統性理論を示し、それを擁護した点にある。

新たな正統性概念を擁護するといっても、本論文は、独断的に新奇な概念を導入するわけではない。本論文は、既存の正統性概念を徹底的に精査した上で、近年発展を遂げつつある「概念工学」という分析手法を採用する。概念工学とは私たちのもつ概念の評価・改善を行う試みであり、なかでもカルナップ的「解明」の手法は、理論志向でありかつ既存の曖昧な概念をより明晰な概念に置き換えようとする点に特徴をもつ。正統性概念の解明を行うことで本論文は、「役割適合性としての正統性概念」を擁護 (Legitimacy as Role-Fittingness) し、さらに正義との関係において「役割適合性としての正統性のミニマルな正義の受託者構想」 (Minimalist Justice Fiduciary Conception of Legitimacy as Role-Fittingness) を示した。この正統性の構想には、従来の正統性構想と比較した場合の利点が、以下の三つの点に認められる。

本論文が擁護する正統性構想の第一の利点は、それが「役割適合性としての正統性」 (LARF) と呼ばれる新たな正統性概念の枠組みを採用した点にある。これは、従来の「権利としての正統性パラダイム」が抱える問題に対応するための議論である。このパラダイムは、国家のもつ権利を単独で正当化することを強いる点で正統性の理論的正当化を不必要に要求度の高いものにしてしまう点で問題である。これに対して本論文は、国家の権利が義務とセットになった「可能化権」であるのは、それが義務基底である国家の「役割道徳」 (role-morality) の一部であるためだということを指摘し、役割基底な正統性概念がより実り多いことを論証した。より具体的には本論文は、正統性は国家の制度レベルでの「役割適合性」 (role-fittingness) として適切に解明できると主張する。「役割適合性」とは、特定の条件を満たした個別の国家が国家としての役割に「適合」し、それにより役割に基づく権利と義務の両方を包含する国家の役割道徳が引き起こされる状態を意味する。この枠組みは、「権利としての正統性パラダイム」の問題を克服するのみならず、役割適合性の文脈感応性 (context-sensitivity) という特徴により、非理想的状況において文脈に応じた正統性判断を可能にするという徳性も備える点でたしかに実り多いものであると言える。

第二の利点は、本論文が、正統性概念を被治者の「遵法責務」を含意しない形で理解するミニマルな正統性構想を示した点にある。これは、従来の「遵法責務パラダイム」の難点に対応するための議論である。遵法責務を含意する正統性概念を用いる正統性研究は現実の国家に適用される場合には遵法責務の正当化の要求度の高さゆえに行き詰まりに直面するのに対して、遵法責務を含まない正統性構想は、「誰が統治役に値するのか？」という非理想的状況のもとでの正統性の問いを適切に扱うための理論的土台となりうる。これは単にミニマルな正統性が概念的に可能であるという点ではなく、それがより実り多いことを示した点で既存の正統性研究よりも優れていると言える。

そして第三の利点は、本論文が LARF の枠組み内での国家の役割を「正義の受託者」であるとした点にある。これは、正統性概念の曖昧さの問題に対処するための議論である。LARF

の枠組みを用いたミニマルな正統性概念が擁護されるとしても、国家の役割について手がかりがなければそれを実際に正統性理論に適用することはできない。「正義の受託者」としての国家の役割理解は次の二つの要素からなる。第一に、正統性理論の観点からガバナンス機能に関する基本的事実を考慮に入れて特定される国家の機能は、「制度的に執行可能な道徳」としての正義を実現することであり、第二に、国家 - 被治者関係の基本的事実を考慮すると、国家は単なる正義の「実現者」であるにとどまらず、一定の裁量をもって脆弱な被治者のために信託に基づくサービス等を提供する正義の「受託者」でもあり、この役割に基づく豊かな役割道徳に国家は服するということである。国家の役割を「正義の受託者」として解釈することは、実り多い解明項のための二つの要件、つまり、ミニマルな LARF の枠組みの適用を導くだけの十分な具体性を備えることと、特定の立場に依拠する理論家に限らず広範囲の立場に受容されうる十分に論争性の少ないものであることとのバランスを実現することができる。

本論文が擁護する、上記三つの利点を備えた正統性の構想は、非理想的状況において「誰が統治役に値するのか？」の問いを適切に扱うことを妨げてきた既存の正統性研究の難点を克服し、正統性研究を新たに進展させていくための理論的土台を提供する構想であると評価できる。

5. 本論文の評価

本論文は、第一に、正統性研究に関連する先行研究をほぼ網羅的に踏まえているという点、第二に、議論の構成および論証において精確で、論文としての完成度が高いという点、第三に、英語の文章も淀みがなく明瞭であるという点、そして最後に、内容面でも独創性が高いという点で、卓抜した研究成果であると高く評価できる。

本論文の主要な意義は 4. において指摘したが、審査委員からは、1) 概念工学という方法を政治理論に適用し、それを論証において実際に用いたこと、2) 政治的リアリズムがじつは文脈感応的ではないと指摘したこと、3) 権利と義務がセットになった「可能化権」のアイデアに着目し、それを展開したこと、4) 国家だけではなく政治制度一般に援用できる正統性概念を提示したこと、5) 正義を「制度的に執行可能な道徳」として再定義し、正統性と正義の関係を明示したこと、6) 「理想的」(ideal)という用語の意味合いを整理したことなどの諸点においても独自性に富むことが指摘されたことを付言したい。

提出前発表会に提出された本論文のドラフトには、審査委員から主として次のような疑問や見解が示された。1) 本論文の意図が非理想的状況における正統性を判断するための基準を提供することにあることは分かるが、シモンズ、ロールズ、ハーバーマスの理想理論も非理想的状況に対して移行の方向を示す等の含意をもっており、理想理論は非理想的状況にはレリヴァントではないとして直ちに退けるべきではないのではないか、2) 本論文によれば制度の役割適合性を判断する諸考慮事項の要求度は文脈に応じて変わってくるため、ある種の状況下では破綻国家ですら正統な国家とみなされうる余地が出てくるなど、過度

に文脈感応的な理論にならないか、3) メタ調整を行う際に生じてくる被治者間の不合意の問題はどのように扱われるのか、4) 概念工学を徹底するならば、正統性概念のみならずそれに密接に関連する制度や正義などの概念についても従来の難点を解消するような概念の更新が必要になるはずで、そう考えると概念工学の射程は際限のないものにならないか、5) 本論文が擁護する正統性の構想は誰に向けて示されているのか(理論家のみならず市民にも及ぶのか)、6) 既存の諸制度にある程度の正統性が認められてしまうなら、その正統性の欠損を被治者が批判しうる拠り所を逆に奪ってしまうおそれはないか(その点で、あらゆる正統性の欠損を問題化する哲学的アナキズムのほうが優れているとは言えないか)、7) 国家の役割適合性を判断する際に、諸考慮事項の間でどのように軽重がつけられるのか。

最終的に提出された論文には、これらの疑問や見解に対して、文献調査や再検討を経た明瞭な応答が示されており、最終口頭試問ではそのことを確認することができた。最終口頭試問では、さらに、1) 概念工学における諸概念の整合化に「反照的均衡」の方法が果たしうる役割に注目してよいのではないか、2) 国家が他の政治制度に代替しがたいことの論証はなおも不徹底ではないか、3) 国家の役割適合性の判断がいま・ここでなされるとしてもその判断は時間軸を含むものになるはずである、といった点が審査委員から示された。

6. 結論

本論文は、非理想的状況における正統性をどのように判断することができるかという政治理論にとって最も根本的な問題の一つに取り組み、先行研究の博捜を経て従来の正統性概念の問題点を明らかにするとともに、確固とした方法論に基づいて擁護しうる正統性の構想を示すことに成功している。

本論文は全体として政治理論の研究の進展に寄与するところがきわめて大きく、博士学位を授与するに相応しい水準に十分に達していると評価しうる。審査委員が挙げた上記の論点も本研究の学術的価値を損なうものではなく、むしろ今後の研究において考慮されるべき事柄のいくつかを挙げたものにすぎない。審査委員一同は、全員一致で、本論文は博士(政治学)の学位を授与するに値すると判断する。

2023年11月20日

審査委員: 齋藤 純一 (政治理論)
谷澤 正嗣 (政治理論)
井上 彰 (政治理論)